

【2018年2月議会、先議議第84号議案に反対】（2018年2月16日読み上げ原稿）

日本共産党の大内真理です。会派を代表し議第84号議案に反対し討論致します。

議第84号議案「七北田川護岸等災害復旧工事（その8）」は、七北田川沿いの河川堤防工事計画です。一昨年2月と昨年2月議会で可決した蒲生干潟側の北東部と南東部の工事同様、国指定鳥獣保護区特別保護地区内にかかり、海・川・砂浜・干潟・そして周囲の後背地へと連なる自然環境の連続性を断ち切る計画です。今回で3回目の反対討論となります。

反対理由の第一は「蒲生干潟の生態系復元や存続に大きな脅威となる点」です。

現在、宮城県の河川堤防工事と、仙台市の土地区画整理事業工事の同時進行で、夏鳥にとっては繁殖の場であり、陸生の冬鳥にとっては越冬の場所だった芦原は刈り取られました。工事で湧き出た大量の濁り水がポンプアップで強制的に干潟へ排出され生態系を狂わせています。震災後数を増やしてきた絶滅危惧種のコクガンは、工事が始まって以降、蒲生で羽を休める姿が激減しました。今回提案されている工事が同様の姿勢で行われれば蒲生干潟の生態系復元や存続に大きな脅威となります。

2016年12月の公聴会や2017年9月の事業説明会でも、宮城県は例年午前中いっぱい河口部で過ごすコクガンに「配慮する」と繰り返し言明しました。しかしこの約束を破り、早朝6時30分から重機を動かし工事を行った結果、コクガンを追い払う事例があり、環境保護団体が、緊急要望を行っています。こうした事が繰り返されれば、コクガンが二度と寄り付かなくなる可能性も指摘しているところです。

反対理由の第二は、今回議案を含め一連の工事全体に住民合意が無いまま強行されてきた事です。地元住民等、「ふるさと蒲生」を次世代に手渡そうと活動する人々が、市・県・国に繰り返し「自然・歴史・文化が継承される防災公園」を提案し、また最低でも国指定鳥獣保護区特別保護地区内にかかる2ヵ所について「堤防の位置をずらす等」計画変更を、求め続けてきました。しかしこれらについて検討された形跡が一度もなく最後まで既存の計画通り遂行されてきました。法定会議である「蒲生干潟自然再生協議会」は、委員から繰り返しの求めがあっても、東日本大震災後これまで一度も開かれずにきました。「河川堤防工事の正式な計画図面ができたなら関係者と再度協議する」との約束もいまだ、果たされていません。

初めて蒲生で開かれた公聴会で、地権者や環境保護団体の訴えは「蒲生の人々はかつて、仙台新港建設の際『所有地の6割を県へ、4割を手元に残す提案』に乗らざるを得なかった」との声や『巨大防潮堤建設・区画整理事業』計画ありきで「危険区域」の網がかけられ、住民はこの土地から締め出され、二度も同じ目に遭っている」というものでした。

反対理由の第三は、一昨年度の北東部工事に使われた、「セメント系改良材が使用された改良土砂」がなんと今回の工事でまたも使用するということが本日午前の建設・企業委員会質疑で初めて明らかになった事です。

北東部工事に、「改良土砂」が使われている事を昨年の反対討論で明らかにして以降、建設・企業委員会でも厳しく指摘し改善を迫り続けてきました。「改良土砂」は、大量に使用された改良材のセメントが強アルカリ性のため、干潟環境に生息する希少な底生動物類には脅威となります。重金属等の汚染物質が生成・漏出される懸念もあります。堤防自体の経年劣化も含め、腐食し、堤防内の土砂が漏洩したり、化学反応で汚染物質が生成される可能性は誰にも否定できません。使用された「改良土砂」は、干潟直近にこれから何十年と残ります。現時点の調査で重金属やPH値が問題ないからといって、安上がりな「改良土砂」を、最も環境に配慮しなければならない場所に使う事は絶対に認められません。

以上により議題84号議案は反対します。議員各位のご賛同を賜りたく、お願い申し上げます。ご静聴有り難うございました。